

平成14年第1回藤岡市議会定例会会議録（第1号）

平成14年2月28日（木曜日）

議事日程 第1号

平成14年2月28日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 議会運営委員会委員の補欠選任
- 第 7 議案第 1号 藤岡市行政財産使用料条例の一部改正について
- 第 8 議案第 2号 藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 3号 藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4号 藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 5号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第 6号 藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第 7号 藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第 8号 藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第13 議案第 9号 藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第10号 藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について
- 第15 議案第11号 藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について
- 第16 議案第12号 藤岡市文化財保護条例の全部改正について
- 第17 議案第13号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第14号 市道路線の廃止について
- 議案第15号 市道路線の認定について
- 第19 議案第16号 訴訟の提起について
- 第20 議案第17号 平成13年度藤岡市一般会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第18号 平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 平成13年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第20号 平成13年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 2 3 議案第 2 1 号 平成 1 3 年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 2 2 号 平成 1 3 年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 5 議案第 2 3 号 平成 1 3 年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 6 議案第 2 4 号 平成 1 3 年度藤岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 7 議案第 2 5 号 平成 1 4 年度藤岡市一般会計予算
 - 議案第 2 6 号 平成 1 4 年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
 - 議案第 2 7 号 平成 1 4 年度藤岡市老人保健特別会計予算
 - 議案第 2 8 号 平成 1 4 年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
 - 議案第 2 9 号 平成 1 4 年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 - 議案第 3 0 号 平成 1 4 年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
 - 議案第 3 1 号 平成 1 4 年度藤岡市下水道事業特別会計予算
 - 議案第 3 2 号 平成 1 4 年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
 - 議案第 3 3 号 平成 1 4 年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算
 - 議案第 3 4 号 平成 1 4 年度藤岡市水道事業会計予算
- 第 2 8 議員提出議案第 1 号 藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の全部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員 事務局長	小野里英一君	財政課長	植竹晴喜君

議会事務局職員出席者

事務局 長	青柳孝之	参事兼議事課長	田島均
課長補佐 議長係	宮澤正浩		

開 会 の あ い さ つ

議長(木村喜徳君) おはようございます。議会開会に先立ちましてごあいさつを申し上げます。

本日、平成14年第1回藤岡市議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には時節柄公私ともに極めてご多忙の折、全員のご出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会は、平成14年度藤岡市行政の方向を示す最も重要な議会でありまして、提案されますものは、平成14年度藤岡市一般会計予算をはじめ、議案34件、議員提出議案1件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でありますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

感 謝 状 の 伝 達

議長(木村喜徳君) ここで感謝状の伝達をさせていただきます。

去る1月18日、群馬県市議会議長会理事会において、感謝状が贈られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長(青柳孝之君) それでは、名前をお呼びしますので、前の方へお進みいただきたいと思えます。

吉田達哉議員。

議長(木村喜徳君)

感 謝 状

藤岡市

吉田 達哉殿

あなたは市議会議員として多年にわたり
地域の発展と住民福祉の増進に尽力し地
方自治の振興に寄与されました
よってここに深く感謝の意を表します

平成14年1月18日

群馬県知事 小寺 弘之

事務局長(青柳孝之君) 久保信夫議員。

議長(木村喜徳君)

感 謝 状

藤岡市

久保 信夫殿

あなたは市議会議員として多年にわたり
地域の発展と住民福祉の増進に尽力し地
方自治の振興に寄与されました
よってここに深く感謝の意を表します

平成14年1月18日

群馬県知事 小寺 弘之

議 長（木村喜徳君） 以上で感謝状の伝達を終了させていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時2分開議

議 長（木村喜徳君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成14年第1回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議 長（木村喜徳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月14日までの15日間といたし
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの15日
間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（木村喜徳君） 日程第2、会議録署名議員の指名の指名を行います。会議録署名議員は、
会議規則第81条の規定により、議長において2番大戸敏子君、23番吉田達哉君、2
4番久保信夫君を指名いたします。

第3 市長発言

議 長（木村喜徳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 平成14年第1回藤岡市議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、ご出席を賜りまして心よりお礼を申し上げます。また、議員各位におかれましては、平素より藤岡市の行政運営に対しまして、ご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

21世紀となり、早くも1年が経過いたしました。景気は依然として低迷を続けており、先が見えない状況が続いているところであります。新年度予算については、群馬県をはじめ、県内各市の多くが緊縮型予算を計上しており、日本経済の低迷化と税収の落ち込みによる財政の厳しい状況を肌で感じているところであります。小泉内閣は思うように構造改革が進展せず、厳しい局面を迎えておりますが、一日も早い景気の回復と社会の安定を強く望むものであります。

藤岡市においても3.6%のマイナスシーリングとなりましたが、地方交付税の減収が見込まれる中、快適な市民生活実現に向けた事業を重点配分した形となりました。これまでコスト削減に向け、事務事業の見直しに努めてまいりましたが、国内外ともに大きく構造が変化していく中、私たち地方自治体としても、こうした状況に対応し、未来に向けて健全な体制を維持していくために、本年度また新たな行政構造改革推進本部を設置し、さらに経費の節減に努めてまいり所存であります。今後、地方自治体が新たな枠組みを求められている中で、財源の問題は大きくクローズアップされております。地方分権への動き、特に合併議論は一層進展し、議員各位市民の皆さんとともに、真剣に討議をしていかなければならない時期に来ていると思っております。21世紀という時代に藤岡市が大きく飛躍していくために、また市民生活がより安らかで、そして住みよいまちとなるために、市民一人一人の意見を耳に傾けながら考えていき、そしてその集約をし、その方向を定めていくことが必要であるというふうに考えております。

今年は、市民プールが開設されますが、市民生活の資質の向上と少子・高齢化対策を柱として、児童館の整備や福祉支援センターの設置、ボランティア支援センターの設置など、子育て対策に重点を置き、この政策を進めてまいりたい。先日、藤岡高校と藤岡女子高校の合併が発表されましたが、少子化といわれる時代において、特に教育問題は敏速な対応が必要であります。奥多野でもいち早く小学校の合併が進んでおりますが、5年先、10年先を見据えたプランづくりが不可欠であり、新しい次代を担う子供たちをいかに健やかに育てていくかという信念のもと、教育改革にも取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

また、中心市街地の活性化、日野・高山地区の振興計画など、地域全体の活性化を図るとともに、自然と歴史的文化遺産を生かした毛野国白石丘陵公園の整備や今年の国民文化祭で花開いた和太鼓文化の醸成のために、太鼓フェスティバルなど、文化の薫るまちづく

りに力を注いでまいりたいと思います。また、思うようによく始まる南部地域の土地基盤整備を推進するとともに、農業の経営安定化を進めるとともに、地域経済の振興にも努めてまいりたいと考えております。非常に厳しい時代の中、我々に課せられた課題は山積しておりますが、こうした問題に正面から積極的に取り組み、未来の藤岡市のため魅力あふれる活力ある藤岡市建設のため、今後とも粉骨砕身努力を続けてまいり所存でありますので、議員各位におかれましても一層のご理解とご支援を賜りますようお願いする次第であります。

本議会に提案申し上げましたのは、平成14年度一般会計予算を初めとする議案34件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議をいただきまして、ご決定くださるようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（木村喜徳君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

経過報告の前にご報告いたします。

議会運営委員会の委員の欠員に伴い、正副委員長に欠員が生じたので、委員会条例第10条第1項の規定により、委員会を招集し、委員会条例第9条第2項の規定により、正副委員長の互選をした結果、議会運営委員会委員長に青木寛君、副委員長に松本啓太郎君が選任されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長青木寛君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 青木 寛君登壇）

議会運営委員会委員長（青木 寛君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過につきまして報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により2月26日委員会を開催し、本日招集となりました平成14年第1回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、議会運営委員会委員の補欠選任をはじめ、市長提出議案34件、議員提出議案1件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、議会運営委員会委員の補欠選任、日程第7、議案第1号、日程第10、議案第6号、日程第11、議案第7号、日程第13、議案第9号、日程第16、議案第12号、日程第17、議案第13号、日程第19、議案第16号、日程第20、議案第17号、日程第22、議案第20号から日程第26、議案第24号、議員提出議案第

1号、計14議案につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第9、議案第3号、議案第4号及び議案第5号、日程第18、議案第14号と議案第15号、日程第21、議案第18号と議案第19号、計7議案につきましては、一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第8、議案第2号につきましては総務常任委員会に付託、日程第12、議案第8号につきましては経済建設常任委員会に付託、日程第14、議案第10号及び日程第15、議案第11号につきましては教務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第27、議案第25号平成14年度藤岡市一般会計予算ほか9特別会計につきましては一括上程、提案理由の説明後、総括質疑を行い、予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、3月11日、議事日程（第2号）一般質問ですが7人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日2月28日から3月14日までの15日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、議案の委員会付託まで行い、3月1日から3月10日まで休会とし、この間において総務、経済建設、教務厚生の各常任委員会と予算特別委員会を開催し、議案の審査を願います。3月11日と3月12日は本会議を開き、一般質問を行い、3月13日は休会、3月14日に本会議を開いて、付託議案に対する各委員長報告、質疑、討論、採決をして、今期市議会定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。3月1日、午前10時から総務常任委員会、午後1時30分から経済建設常任委員会、3月4日、午前10時から教務厚生常任委員会を第2委員会室で、3月6日と3月7日は予算特別委員会を第1委員会室で午前10時から開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（木村喜徳君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 諸報告を申し上げます。

初めに、監査委員より平成13年度11月、12月、1月分の例月出納検査報告書が議

長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されるものは、議案34件、議員提出議案1件でございます。

次に、任期満了に伴い議長宛に推薦依頼のありました藤岡市文化振興事業団理事に中村菊雄議員、久保信夫議員、評議員に金井壽議員、冬木一俊議員、反町清議員、笠原史嗣議員、斉藤千枝子議員、青柳正敏議員、以上、推薦報告をさせていただきますので、ご了承ください。

次に、前期定例会にて可決されました議員提出議案第7号食品安全行政の充実強化を求める意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係機関に提出いたしました。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

第6 議会運営委員会委員の補欠選任

議長（木村喜徳君） 日程第6、議会運営委員会委員の補欠選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。議会運営委員会委員に反町清君、青柳正敏君、中村菊雄君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました反町清君、青柳正敏君、中村菊雄君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

第7 議案第1号 藤岡市行政財産使用料条例の一部改正について

議長（木村喜徳君） 日程第7、議案第1号藤岡市行政財産使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 議案第1号藤岡市行政財産使用料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

この改正は、行政財産の庁舎敷地や公園等に電柱や電話柱の設置を許可するときの使用料を改めるものであります。

主な改正点といたしましては、使用料の基準として藤岡市道路占用料徴収条例の別表を準用しておりますが、電気通信事業法施行令別表を準用することに改めるものであります。対象となる土地につきましては、庁舎敷地、公民館敷地、学校敷地、公園等でございます。金額的には、現在、電柱1本年額660円を1本年額1,500円に改めるものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第1号藤岡市行政財産使用料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第2号 藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定 について

議 長（木村喜徳君） 日程第8、議案第2号藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第2号藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、公益法人等へ職員を派遣する制度を整備するため、制定するものでございます。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が平成12年4月26日に公布され、平成14年4月1日より施行されることに伴い、法律の施行にあわせて条例を制定するものでございます。

制定の背景といたしましては、現行の地方公務員制度には、公益法人等への業務に職員を専ら従事させるための制度がなく、各地方公共団体においてその取り扱いがまちまちであり、統一的なルールの確立が求められておりました。このため、複雑多様化する行政課題に対応するため、地方公共団体と公益法人等との適切な連携協力の必要性が検討された結果、この法律が制定され、制度化に至ったものでございます。この法律上における派遣制度は、公益法人などの非営利法人への職員派遣制度と株式会社等の営利法人への退職派遣制度の2種類がございしますが、今回制定をお願いいたします条例につきましては、現在も職員を派遣しております非営利法人への職員派遣のみに限定してお願いするものであります。なお、派遣先につきましては、第2条におきまして、現在も職員を派遣しております社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会及び財団法人藤岡市文化振興事業団とするものであります。施行日につきましては、平成14年4月1日からお願いするものであります。また、附則の第3条以降におきましては、関係条例の整備を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

第9 議案第3号 藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第4号 藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につ

いて

議案第5号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議長（木村喜徳君） 日程第9、議案第3号藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第4号藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第5号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第3号から議案第5号まで、藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

人事院は、昨年8月に国家公務員の給与勧告と同時に、公務における育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢の引き上げ並びに介護休暇の期間の延長を内容とする、育児休業等に関する意見の申し出を行いました。これを受けまして、国においては国家公務員の育児休業に関する法律の一部改正が行われ、育児休業等の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げるとともに、介護休暇の取得可能期間については3カ月以内から6カ月以内に改正されました。また、地方公務員についても昨年12月、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成14年4月1日から施行されるため、地方公務員法第24条第5項の規定によりまして、関係条例の改正をお願いするものでございます。

条例改正の内容でございますが、藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するため、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げるとともに、代替要員の確保について、これまでの臨時的任用に加え、新たに任期付採用を行えるなどの項目を追加するものであります。

次に、議案第4号藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の強化と制限の請求ができない職員の範囲の改正でございます。制限の強化につきましては、これまで1年を通じて360時間を上限としておりましたが、改正では1カ月につき24時間、1年について150時間に改正し、職員の範囲の改正については、育児について両親が、介護については家族が積極的にかかわっていくべきとの観点から改正をお願いするものであります。

次に、議案第5号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、育児休業条例等の改正に伴い、部分休業のできる子の年齢を1歳未満から3歳未満に改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、法律の施行にあわせ、平成14年4月1日からお願いするものであります。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第4号藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第6号 藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第10、議案第6号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 中易昌司君登壇)

健康福祉部長(中易昌司君) 議案第6号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本条例は、平成14年度に学童保育料を改定するものであります。現在の民間の学童の保育料は、6施設平均で1年生9,833円、2年生8,833円、3年生6,166円で、3学年の平均は8,277円であります。また、学童保育の運営費の国庫補助対象事業費基準額は592万4,000円で、補助金を除いた1人当たりの月額平均は6,856円であります。このため、受益者負担の原則、そして公立と民間との料金格差の是正を図るため、現行保育料の3,000円を4,000円に改めるものであります。

以上が提案理由の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

三好徹明君。

- 1 番(三好徹明君) 議案第6号でありますけれども、児童館設置及び管理に関する条例の一部改正で、現行の3,000円から4,000円に変更される。民間との格差が大きいということで見直しだというのですが、藤岡市では全体の何割ぐらいの母子家庭の児童を預かっているのか、その辺をお願いしたいのです。

議長(木村喜徳君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 中易昌司君登壇)

健康福祉部長(中易昌司君) お答えをいたします。

資料がございませんので、後でご回答をさせていただきます。

議長(木村喜徳君) 三好徹明君。

- 1 番(三好徹明君) 共稼ぎ等の家庭もあって、児童がかぎっ子にならないような環境を保つためにも児童館等で引き受けをする。なおかつ母子家庭の割合がすごく増えている。これは

現実の今の日本の全体の状況ではないかと、家庭のかなりの負担率、母子家庭の負担は増えている。せめて行政サイドでやる場合には、現行にとどめておく必要があるのではないかと思います、その点について伺います。

議長（木村喜徳君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） お答えをいたします。

まず、障害者につきましては、月額1,000円でございますけれども、母子家庭については、これから十二分に検討させていただきます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第6号藤岡市児童館設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第7号 藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（木村喜徳君） 日程第11、議案第7号藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第7号藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

現在、工事中でございます藤岡市民プールの管理運営等について、新たに条例を制定することに伴い、藤岡市民プールの項目を本条例から削除するものでございます。また、神流川運動場に新たにサッカー場が2面新設され、平成14年4月1日より使用開始となりますので、使用料等管理運営を定めるために一部改正を行うものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

笠原史嗣君。

- 10番(笠原史嗣君) 神流川の方にサッカー場が2面できまして、4月1日より使用が開始できるとのお話は伺っているのですけれども、今まではこれは今使用料の問題ということで、神流川の部分の新しいグラウンドに対しての使用料ということなののでしょうか。それとも既存でありますサッカー場なども、今までは使用料を取っていたのでしょうか。その辺ちょっとお知らせください。

議長(木村喜徳君) 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) お答えをさせていただきます。

サッカー場につきましては、現在、烏川に芝のサッカー場がございます。それとほかに中央公園と庚申山総合公園も兼用して多目的に使っている部分があります。今回提案させていただきましたのは、神流川運動場の部分についてだけの使用料の徹底、今までの使用料につきましては、多目的に使っている中央公園、それから庚申山総合公園につきましては使用料がございません。烏川のサッカー場につきましては、使用料をいただいております。これは金額にして2,000円でございます。

以上、答弁させていただきます。

議長(木村喜徳君) 笠原史嗣君。

- 10番(笠原史嗣君) わかりました。野球場の方も烏川のところと市民球場はいい市民球場がありますが、神流川のグラウンドも野球場があると思うのですけれども、そちらについての使用料関係というのは全部が一律藤岡市の野球の球場ではなくて、球場以外のグラウンド関係のところは使用料を取っているのでしょうか。

議長(木村喜徳君) 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

野球場につきましては、すべての野球場で使用料を取っております。

以上です。

議長（木村喜徳君） 笠原史嗣君。

- 10番（笠原史嗣君） すべての野球場で取っているということで、サッカー場は今、烏川が2,000円取っているだけで、あとはほかのところはサッカーをするグラウンドとしては使うところは取っていないということで、たまたまこういう話を聞いたのですけれども、野球場の方の例えば少年から使用料を取っているのですけれども、藤岡市はかなりサッカーの方ばかり優遇されてしまって、グラウンドの面の整備もそうなのですけれども、なかなかサッカーばかりいってしまって、野球場の方に対して少し理解が薄いのではないかという話も漏れ聞こえてきたのですけれども、そんなことはないのではないかと私も言ったのですけれども、使用料の問題とか、そういう面でもある程度野球が全面取っているのであれば、サッカーにつきましてもある程度平等な形の部分の中で行われる。たまたまそういう声を聞いておりますので、今後よくその辺も検討していただいて、そういう声があった場合には、聞いていただきたいと思いますので、その辺も要望としてお願いしておきます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第7号藤岡市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第8号 藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制定について

議長（木村喜徳君） 日程第12、議案第8号藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第8号藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

藤岡市は「生活感動のあるまち」をテーマに生涯スポーツの普及並びにスポーツ関係施設の充実を積極的に推進しており、近年の社会構造の変化による余暇期間の増加と健康志向によってスポーツに対する市民の関心がますます高まっております。こうした状況を背景といたしまして、市民の心身両面にわたる健康増進と生涯スポーツの振興に寄与するため、平成13年6月定例市議会において議決をいただき、建て替えにより通年型の屋内温水プールを建設しているものでございます。そのことから平成14年7月オープン予定の市民プールの設置及び管理に関し、必要な使用料及び使用方法等を定めるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 大分市民プールの方の建設も急ピッチで、中には夜間やっているところもでございます。今の説明ですと7月オープン予定というふうにありますけれども、実際には7月何日オープン予定なのか。また、第4条において、プールに必要な職員を置くというふうにありますけれども、通年型のプールでもありますし、そういった職員の配置等、かなり現在もうはっきりしているのではないかと思いますけれども、具体的な人数並びにトレーニングルーム等もありますので、そういった技術関係の人も必要でしょうから、そういった内容についてわかるところをお答え願いたいと思います。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

現在、急ピッチで建設が進められております。おかげさまで順調に進んでいるところでございます。オープンの月日の関係ですけれども、何日かということですから、7月1日にオープンをする予定というのですか、今のところでは7月1日にオープンをします。その前に1カ月ほど試運転というのですか、そういうものをやる予定で、実際には5月いっぱいには完成の予定でございます。それから、職員の関係でございますけれども、現在、正職員と嘱託職員を計画しております。全体では最低でも6人必要かなというふうに考えております。一つの課という配置で、プールの管理課というものを現在お願いしてございます。そういうことで、課長、管理職等の一般職、そのほかにつきましては嘱託という形になろうかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 7月1日オープンということで、市民も非常に楽しみに待っていると思いますので、その準備に向けて怠りなくやっていただけないかと非常にありがたい答弁だと思います。一つの課として置くということですが、最終的に課長、係長をはじめとしてある程度スライダーをはじめとしたいろいろなトレーニングルーム等がありますが、そういった中で資格を持った方の採用とか、そういった面はどういうお考えがあるのか。嘱託6名だけであの施設が果たして管理できるのかどうか。その辺についてもう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えさせていただきます。

いろいろな業務がございます。まず、職員とすれば実際の建物の管理と全体的な管理を直営ですという形になると思っております。そのほかの監視は一番大きな範囲を占めるのではないかと思います。それらにつきましては委託をする予定でございます。現在、教室も市内のスイミングと競合しないようなことを検討させていただいておりますけれども、一つは、初心者を対象としたスイミング教室、それからアクアビクス、水中ウォーキング、健康づくり教室、こういったものを実施したいということで検討させていただいております。そういうことで、これの指導につきましては、資格を持った人を探してお願いをしたいというふうに考えております。

議長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

- 9 番（茂木光雄君） 昨今、非常に雇用情勢が悪化している中で、その中にやはり身体に障害を持った方などもこういった施設の中を利用したい人もたくさんおりますし、またそういった中で働きたいという方も大勢いらっしゃるよう聞いております。そういった中で採用に当たっても、そういう不自由な方を理解するようなことも、もし採用の条件の中に入

れるようでしたら非常に結構なことだと思いますので、要望としてお伝えしておきます。

以上です。

議長（木村喜徳君） 大戸敏子君。

2 2 番（大戸敏子君） 質問させていただきます。第8条の第4号で物品販売等の営業行為をすることというのは、これは設置者側が営業行為をしないということではないと思いますので、一応売店とか自販機というのは考えていらっしゃるかどうか。

それから、次のページの第17条ですが、市長は、必要があると認めるときは、地方自治法により法人に管理を委託することができるという、これは具体的にどのようなところに委託するかを考えていらっしゃるでしょうか。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

第8条第4号の物品の販売の関係でございますけれども、現在は自動販売機を主体に考えております。それと、地元で迷惑がかかるというような形の中で説明会の中でお願いをされまして、地元の方が簡単なもの、例えばおむすびとか、焼きそばとか、そういったものを販売してほしいということです。それも夏場の入場者の多いときに限るのではないかとこのように考えております。

それと、第17条の関係でございますけれども、市長は、必要があると認めるときはということで、管理を委託をするという、これにつきましては、現在は管理公社とスポーツ振興事業団とそういった広域法人ができた場合には、そこへ委託ができるという項目でございます。現在は、管理公社等がありませんので、藤岡市直営で運営する方針でございます。

以上です。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 市民プールの設置及び管理に関する条例について、何点が質問させていただきます。

このプールは、議会でもかなり建設に当たっては、さまざまな議論がされてきた経過がございます。このプールの性格は、レジャー型プールなのか、健康増進型プールなのかという問題点も論議の大きな一つの柱になっていたように思います。私は、この議会からの高齢化社会に向かって、健康福祉型にウエートをおいたプールを建設すべきであるということを再三にわたって議会で質問してまいりました。このプールの答弁に当たりまして、それも十分に加味した屋内型のプールである。十分に反映させるのだということでございましたので、別表の第5条、第10条関係の個人の使用及び占有使用、プールの施

設年間利用料についての大人18歳以上については1日1回500円、これをどのような経過や状況を踏まえて設定されたのか、まず1点お伺いしたいと思います。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

このプールの性格ということでございますけれども、健康増進型を主体に当初から加味したものをつくるということで進めてまいりました。現況では、いろいろと市民の意見を聞きながらやった場合に、現在のものをつくっているわけですが、総合的にはファミリーレジャー型のプールということで、特にスポーツが25メートルのプールが7コースと健康増進のための流水プール等がはっきりと加味されたプールというふうに考えております。

それと、500円の料金の関係でございますけれども、これらにつきましては近辺にございます桐生のカリビアンビーチ、それから前橋の六供のプール、新町のプール、それらを視察させていただきまして、これにつきましても市民プール管理運営検討委員会の組織でございますけれども、一般の市民、それから体育協会、婦人会、学校関係、障害者団体、それと市の関係ということの内容の中で検討させて意見を出していただきました。総合的に検討した結果が500円ということになりました。

以上です。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 大人18歳以上500円、当初からプールの設置の性格は、健康増進型である。今、医療費の3割負担等が叫ばれている中で、なるべく健康を保ったまま、病院に行かないようにする。要するにお医者さんにお世話にならないようにする。これは多野病院の院長先生も私にじかに言うておりました。そういうことから、このプールの設置運用はきわめて市民生活の健康に大きな役割を果たすものと思っております。私も私ごとながら十数年間プールに通ってリハビリをしました。今やプールでは、多くの高齢者の方がリハビリに通っております。これは歩くのが主体です。この中に再三にわたって市長が、藤岡市に生活感動のあるまちづくりを標榜して市政を8年間進めてこられた。この18歳以上の大人の500円、この中になぜ高齢者の60歳以上等についての特別な配慮がなされなかったのか。そういう考えや意見が出たのかどうか。その辺をもう1点お伺いしたいと思います。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

別表の下を見ていただきたいと思います。心身に障害があると認める証明書等を有する

者及びその介護人並びに未就学児及び65歳以上の者は、上記の使用料の半額とするということで、これらでなるべく多くの人に利用していただきたいということで、こういうふうにさせていただきます。

議 長（木村喜徳君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 65歳以上というのは、さまざまな社会から引退いたしまして、医療費の対象年齢でありますけれども、実際にプールに通っている実態を見ますと、50代の後半から非常に多くなっておるわけです。ですから、その辺の配慮をやはりここに含めるべきである。

それから、足がない遠くから来ている人が結構いるのです。そういう方々のために、例えば乗り合いでもって来た場合には、その運賃を負担するのではなくて、プールの料金に反映するとか、そういうきめ細かな配慮がここになされているべきだと、柔軟に取り扱うべきだ。今後とも参考として考えていただきたい。

これで終わります。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託いたします。

第13 議案第9号 藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議 長（木村喜徳君） 日程第13、議案第9号藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 荻野廣男君登壇）

上下水道部長（荻野廣男君） 議案第9号藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

当市の簡易水道事業は、平成7年に三友簡易水道・中倉簡易水道を、また平成13年に芝平簡易水道の経営事業認可を群馬県知事から受け、現在に至っております。今回の改正案は、地元管理組合の鹿島簡易水道事業と塩平小水道事業が新たに市に移管となるため、

表題の変更並びに関連条項及び特別会計の名称を変更するものであります。なお、両水道事業は、その事業経営を市へ移管することを条件に事業認可を受けており、平成14年3月31日で期限切れとなります。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重ご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第9号藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第10号 藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について

議長（木村喜徳君） 日程第14、議案第10号藤岡市にじの家設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 議案第10号藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

にじの家は、不登校の児童・生徒の自立心を養い、学校復帰を目指す中核施設として、市立藤岡第二小学校北側の、藤岡市藤岡963番地の13の施設に設置し、本年4月に正式オープンとの予定であります。これまでの適応教室の機能をさらに充実させる拠点として位置づけています。本条例は、にじの家設置の趣旨、業務等の基本事項について定めるものであります。

以上、簡単ですが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

第15 議案第11号 藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

議長（木村喜徳君） 日程第15、議案第11号藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 議案第11号藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

平成13年3月、地方交付税法等の一部を改正する法律が公布され、この法律の改正により公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する法律の一部が改正され、平成14年4月1日から施行されます。改正の主な内容は、今まで国と県が負担していた補償に要する経費をその学校の設置者である地方公共団体が負担することとし、補償の範囲、金額及び支給方法等の事項について、当該地方公共団体の条例で定めるものとしたものです。

また、本条例の内容につきましては、第2条において実施機関を教育委員会と規定し、第4条において具体的な補償の範囲、金額及び支給方法については、公立学校の学校医、

学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償基準を定める政令の規定によるものとするものであります。施行日につきましては、平成14年4月1日からお願いするものであります。また、附則第3項につきましては、本条例の制定に伴い、非常勤職員であります学校の学校医等の公務災害補償に関して、藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の適用を除外するものであります。

以上、簡単であります。提案の説明であります。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

第16 議案第12号 藤岡市文化財保護条例の全部改正について

議長（木村喜徳君） 日程第16、議案第12号藤岡市文化財保護条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 議案第12号藤岡市文化財保護条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

昭和42年に施行された藤岡市文化財保護条例の大きな改正点は、市内にある文化財の保護やその活用について調査・研究する文化財調査委員から会組織としての文化財保護審議会を創設し、委員の定数を削減したことです。次に、藤岡市指定天然記念物の捕獲禁止を新たに盛り込んだことです。また、あわせて現行条例全般にわたり、文書表現を整理しました。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

青柳正敏君。

- 1 4 番(青柳正敏君) 藤岡市指定の天然記念物という呼び方、またこれに関してどういった動物、また植生物がいるのかということと、天然記念物という建前からいって、これは国というような形の中での呼び方が適当ではないかというふうに思うのですけれども、もしそういった貴重なものがあれば、上の機関に対してもっとしっかりとした国なりへの働きかけというものはどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長(木村喜徳君) 教育部長。

(教育部長 斎藤稔一君登壇)

教育部長(斎藤稔一君) 青柳議員から2点ほど質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

天然記念物の中身でございますが、動植物、こうしたものが天然記念物というふうに言われております。それから、指定のランク付けと申しますか、中身の関係でございますが、当然議員のお考えのとおり、市指定、県指定、国指定という三つの分類がございます。その扱いにつきましては、当然、当市の場合におきましても、他の市町村におきましてもそうですが、県と相談をしながらその位置づけをしております。当然、県指定にならないものについては、市指定で処理をする。それから、当然、国の段階におきましては、文化庁がございます。過去に天然記念物以外でも国指定のものが何件か指定をされておりますが、そういう中でそれぞれの扱いについては、当市もきょうお願いしています文化財保護審議会の専門の委員がおりますので、そういう中で判断をして手続をしていくということになるかと思えます。

以上でございます。

議長(木村喜徳君) 他にご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第12号藤岡市文化財保護条例の全部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第13号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第17、議案第13号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第13号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

改正内容の1点目でございますが、介護相談員の報酬を定めるための改正でございます。本市では、昨年10月から介護相談員を2名任用し、このたび相談員養成研修が終了いたしました。本年度は、業務の準備的段階であり、平成14年度から本格的に実施する予定であります。この制度の内容といたしましては、介護相談員を派遣し、介護保険のサービスを利用している人たちの声を直接聞いて、サービスに対する不満や不安、疑問などの相談に応じ、改善の道を探ることを目指し、介護サービスの質的な向上を図るものでございます。

2点目の改正でございますが、先ほどご提案申し上げました藤岡市文化財保護条例の全部改正に伴うものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第13号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

第18 議案第14号 市道路線の廃止について

議案第15号 市道路線の認定について

議長(木村喜徳君) 日程第18、議案第14号市道路線の廃止について、議案第15号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第14号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回、ご提案申し上げます市道路線の廃止は、1件3路線でございます。市道3381号線、市道3394号線、市道3395号線でございますが、上大 地内のトヨタカローラ高崎株式会社敷地を分断する形で延びている道路であり、トヨタカローラ高崎株式会社から地元区長の承諾書を添えた廃止申請がありました。それに基づき路線を廃止及び一時廃止し、再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第15号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。

今回、ご提案申し上げます市道路線の認定は、2件11路線でございます。はじめに、

市道3381号線、市道3394号線でございますが、トヨタカローラ高崎株式会社からの廃止申請に伴い、残された路線の再認定であります。次に、市道1359号線、市道2485号線、市道4646号線、市道4647号線、市道4648号線、市道4649号線、市道4650号線、市道4651号線及び市道6663号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき、市が寄附を受けた道路であります。以上、2件11路線を管理していくに当たり、路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第14号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第14号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第15号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

第19 議案第16号 訴訟の提起について

議長(木村喜徳君) 日程第19、議案第16号訴訟の提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第16号訴訟の提起について、ご説明申し上げます。

今回、提案申し上げます訴訟の提起は、市営住宅の明渡請求でございます。今までの経過についてご説明申し上げます。当該人は、平成4年3月5日より今日まで市営塚原第2団地に入居しており、平成6年ごろより家賃が滞り始めました。再三の納入指導にもかかわらず、支払いに応じないため、平成10年1月27日、藤岡簡易裁判所支払督促の申し立てをし、同年3月5日に仮執行宣言付支払督促の申し立てをしましたが、法定期限内に異議の申し立てがなかったため、債権が確定いたしました。よって、同年3月22日に仮執行宣言付支払督促の送付をしたところ、4月10日、本人が来庁し、家賃約1カ月分の納入をするとともに、今後の分納を誓約いたしました。しかしながら、その後も納入意識の改善が見られず、たび重なる催告にもかかわらず、分納どころか支払いにも応じないため、やむを得ず市営住宅明渡請求訴訟を提起するものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） この森平清一さんですか、生活されているという中で、電気、水道、ガスの支払い状況はどのようになっているのか。また、本人の健康状態、また就業の状況など、もしわかりましたらお願いします。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

森平清一さんの関係でございますけれども、電気、水道、ガスという関係につきまして、確認しておりませんので、大変申しわけないと思っておりますけれども、健康ということにつきましては非常に健康で、仕事等もしております、収入も収入超過という中でなかなか出ていってくれないという状況でございます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 上下水道部長。

（上下水道部長 荻野廣男君登壇）

上下水道部長（荻野廣男君） 森平清一さんの水道料金の納入の状況について申し上げます。

この森平清一さんは、水道料についても長い年月滞納が続いております。ただ、私どもは水道を一時停水するという措置をさせていただきますので、停水をいたしますと1回分納入をして、またぜひ開けてくれと、それでまた使っている状態が続いて実際にはなかなか納入が引き続き毎月いかないという形の中で停水しております。そんな中で金額的には、約12万円ほど今未収という形になっております。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） 今、水道の状況等も伺ったわけですが、健康状態が非常にすぐれた中で就業、また収入面においての規定をオーバーするのではないかというような状況の中で支払いが滞っているということに関しまして、少し怒りを覚えるところであります。ぜひ公平、公正というような、また納税の義務という中、また市営住宅のあるべき姿というものをしっかりと認識した中で、こうした措置、対応がスムーズにできるよう我々議会人としても協力をしていかなければならないのかというふうに思うわけであり、今後ともこういった生活状況が悪化した中でというような滞納と大分聞いたところ話が違つよう

でありますので、厳しく対処をお願いしたいというふうに思います。

議 長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） この事件に関する取り扱いの中で分納誓約書なのですけれども、この分納誓約書の取り決めはいつして、いつからいつまでの完納を目指していたのか。それに伴う延滞金を初めとした、これに違反した場合の処置について詳しくちょっと説明していただきたいと思います。

議 長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 分納誓約書の関係でございますけれども、最初に分納誓約書をつくったのが平成9年4月14日、月々2万1,000円を払うということで誓約書をつくっております。それから、平成11年7月16日にも誓約書をつくっております。それから、12月14日、その3回です。違反ということでございますけれども、滞納に対する処分の関係でございますけれども、一つのフローというものがあります。事務的なものですが、滞納者が1カ月から2カ月滞納しますと、督促状の発送、そういったことから5カ月経ちますと、再催告書の発送とか、債務不履行者に対して納付書の提出の要求、話し合いに応じない場合、納入の望めない滞納者につきましては、市営住宅の家賃最終催告書の発送、最終的には今回のような明渡請求の訴訟という形になると思います。

以上です。

議 長（木村喜徳君） 茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 今の話ですと、3回ほど分納誓約書をつくるということが実際事務処理上、果たして有効なのかどうかというのは、分納を誓約するということは当然その本人は義務を果たすという形の中で処理をしていきますから、もしこれが破られた場合については、即そういった中での明渡請求というものが当然可能だと思います。それに伴う延滞金の処理等も年利14.6%で取れるのでしょから、そういった面での処理を考えたときに、こういった中で3回にわたる分納誓約書の提出というのは、非常にいかなものか。なぜ初回これを恐らく2万1,000円ずつの分納が一度も履行されていないのではないかと思います。その点まずお答えしていただいた中で、3度にわたる分納誓約書の提出は現在必要だったのかどうか。その2点、お答え願いたいと思います。

議 長（木村喜徳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

分納計画書をつくってもなかなか払わないということでございます。計画書をつくる時点では、かなりの催告をし、請求をし、そういった話し合いの中では、ある程度向こうも理解して払ったり、また3カ月も払わなかったり、たまに払ってみたいという経過が続く

のです。それで、そういうことではもう少しまじめに払えという、いろいろと指導をしているわけですが、そういうことが続くとなかなかまた出ていけと言っても、裁判にすぐ持っていくということもなかなか難しい状況があったというふうにも思います。そういうことが必要であったかどうかということなのですけれども、やはり指導の中では最初からでなくても、長年こういう形で続くと即裁判に持って行ってしまった方が早いのですけれども、やはり人との中で話し合いがうまく進んでしまうと、なかなかそういう方向に持っていけないという状況もあったのだというふうに思います。今回、私どもも特に悪質であると認めましたので、処分するということに決定をさせていただいたわけでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（木村喜徳君） 塩原吉三君。

1 9 番（塩原吉三君） ただいまの件でございますけれども、この市営住宅に入居する際に、多分保証人等がいるかと思うのですけれども、その保証人に連帯責任みたいなものが発生するかどうか、その辺まず1点お聞かせ願いたいと思います。

議 長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 保証人の関係でございますけれども、保証人になっている方が本人の親です。それともう1人が森平、最初は中野清一ということで途中で森平という姓に変わっているのですけれども、森平という保証人は奥さんの親でございます。両方の親がもうかなり高齢で、支払い能力がないという形の中で途中では支払うように指導してほしい。かなり再三にわたりまして通知等も出しております。そういう状況でございます。

議 長（木村喜徳君） 塩原吉三君。

1 9 番（塩原吉三君） 今、お話を伺っていますと、何ですか奥さんもいらっしゃるということのようでございますけれども、当然、以前に保証人になった方もだんだん年もとって高齢化して支払い能力がなくなってしまって、奥さんも働いているかどうかわかりませんが、だとすれば当然このように滞納する以前に、市の方と指導しながらもう少し未収金を何とか解決する方法が見出せたのではなかろうかという予想でありますけれども、その辺のご努力をなお続けてお願いするということで、要望で結構ですけれども、以上でございます。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第16号訴訟の提起について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

第20 議案第17号 平成13年度藤岡市一般会計補正予算（第3号）

議長（木村喜徳君） 日程第20、議案第17号平成13年度藤岡市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 議案第17号平成13年度藤岡市一般会計補正予算（第3号）について、説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示してありますとおり、歳入歳出それぞれ2億7,232万8,000円を減額し、216億7,429万1,000円とするものであります。当初予算に比較しますと、今回の補正を含め3.2%の伸びとなっております。

次に、第2条の債務負担行為であります。第2表のとおり、廃止として福祉支援センター用地取得費の1件であります。

次に、第3条の地方債であります。追加として合併処理浄化槽設置事業1件、変更として上水道事業出資金外5件であります。

なお、細部については、助役より説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

議長（木村喜徳君） 助役。

（助役 柵木 孝君登壇）

助 役（柵木 孝君） 引き続きまして、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、給料、職員手当及び共済費につきましては、決算見込額との差額を計上したものであります。この人件費につきましては、各款同様の理由でございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、第2款総務費では、第1項総務管理費、第2目人事管理費の退職手当等で3,995万6,000円を追加。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の国保事業勘定特別会計繰出金等で3,192万3,000円を追加。第13目国民年金費の国民年金印紙購入経費等で8,776万5,000円を減額。第17目福祉支援センター建設費の用地買収費で9,400万円を追加。第2項児童福祉費、第4目保育所入所児童運営費の保育所入所児童運営委託料で2,455万9,000円を追加。第6目児童手当費の被用者児童手当等で2,018万1,000円を減額。第3項生活保護費、第2目扶助費の生活保護扶助費で1,354万円を追加。

次に、第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第7目老人保健費の老人保健特別会計繰出金等で1億3,503万8,000円を追加。第2項清掃費、第2目塵芥処理費の用地買収費等で6,757万4,000円を追加。第4目し尿処理費の藤岡新町吉井鬼石環境衛生事務組合負担金等で3,264万6,000円を減額。

次に、第5款労働費では、第1項労働費、第1目労働費の勤労者住宅建設資金預託金等で2億946万円を減額。

次に、第7款商工費では、第1項商工費、第4目金融対策費の中小企業設備近代化資金預託金等で6,148万6,000円。第5目観光対策費の観光看板設置工事等で1,478万5,000円をそれぞれ減額。

次に、第8款土木費では、第2項道路橋梁費、第6目市道2481号道路改良事業費の道路改良工事で1,129万4,000円を追加。第4項都市計画費、第3目公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金で6,799万1,000円。第4目街路事業費の道路改良工事等で8,559万2,000円をそれぞれ減額。

次に、第9款消防費では、第1項消防費、第1目常備消防費の多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防費負担金1,483万3,000円を減額。第3目消防施設費の消火栓設置負担金で2,060万円を追加。

次に、第10款教育費では、第1項教育総務費、第3目学校教育指導費の教員助手賃金等で1,089万1,000円を減額。第2項小学校費、第3目学校建設費の体育館建設工事等で1,425万円を減額。

第11款災害復旧費、第1項公共土木施設災害復旧費、第1目公共土木施設災害復旧費の災害復旧工事等で1,161万8,000円を減額。第2項農林施設災害復旧費、第1目農林施設災害復旧費の災害復旧工事等で2,529万1,000円を減額するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。

第1款市税では、市民税で1億円を追加。

次に、第7款地方特例交付金では、1億312万8,000円を追加。

次に、10款分担金及び負担金では、第2項負担金で1,097万6,000円を減額。

次に、第12款国庫支出金では、第1項国庫負担金で2,168万9,000円を減額。

次に、第13款県支出金では、第2項県補助金で2,133万8,000円を減額。

次に、第14款財産収入では、第2項財産売払収入で1億6,160万9,000円を追加。

次に、第16款繰入金では、財政調整基金繰入金で1億9,272万2,000円を減額。

次に、18款諸収入では、第3項貸付金元利収入で2億6,461万6,000円、第5項雑入で8,342万5,000円をそれぞれ減額。

次に、第19款市債では4,732万円を減額するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上、終わります。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩